

# 各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金交付要綱

(平成18年12月28日決裁)

(趣旨)

第1条 市内の商店街等の活性化を総合的に支援するため、予算の範囲内で各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助事業は、市長が市内の商店街等の活性化に必要と認める事業とする。

2 補助事業の事業名、事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する市内の団体とする。

(1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに商店街の振興に寄与する振興会、発展会等の団体(別表においてこれらを「商店街等団体」という。)

(2) 各務原商工会議所

(補助金の交付申請)

第4条 別表に掲げる商店街等電灯料補助事業に係る補助金(以下「電灯料補助金」という。)の交付を受けようとするものは、電灯料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 電灯料補助金以外の補助金の交付を受けようとするものは、補助事業に着手する前に、規則第4条第1項に規定する申請書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定しなければならない。

2 市長は、電灯料補助金の交付の決定をしたときは電灯料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、電灯料補助金以外の補助金の交付の決定をしたときは規則第7条第2項に規定する補助金交付決定通知書により、その申請をしたものに通知する

ものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 電灯料補助金の交付の決定には、規則第6条第1項第2号から第5号までに掲げる条件を付さないものとする。

2 別表に掲げる商店街等街路灯等改修整備補助事業に係る補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した後でなければ、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないことを条件として付すものとする。

(補助金の実施報告)

第7条 電灯料補助金以外の補助金の交付を申請したものは、その交付の決定を受けたときは、速やかに補助事業に着手するものとし、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 電灯料補助金は、第5条第1項の規定による交付の決定をした後速やかに交付するものとする。

2 電灯料補助金以外の補助金は、規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書の提出があった後速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第10条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(重複交付の制限)

第11条 補助団体が、本市より同様の趣旨による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱の規定による補助金は、交付しない。

(手続の統合及び省略)

第12条 電灯料補助金の交付については、規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

(各務原市商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱(平成10年10月9日決裁。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、旧要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則 (平成24年2月3日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱による改正後の各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成25年7月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年5月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年6月4日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年1月以後に支払った電気料金に係る電灯料補助金について適用する。

別表（第2条関係）

各務原市商店街等活性化総合支援事業補助事業

事業名	事業内容及び補助対象経費	補助率
商店街等電灯料補助事業	商店街等団体が設置した街路灯、アーチ、アーケード等の電気料金を助成する事業	毎年1月から12月までに支払った電気料金の1/3以内
商店街等地域活性化ソフト事業	商店街等団体が行うソフト事業で、地域の活性化につなげる経費（会場設営費、装飾費、広告宣伝費、事業運営費等）	事業費の1/3以内 （ただし、20万円を上限とする。）
経営改善普及事業	各務原商工会議所が経営指導員及び補助員を設置して行う経営又は技術の改善、発展のための事業を実施するに要する経費	人件費については、県補助金を差引いた額、その他の経費については、人件費を差し引いた1/2以内
商店街等街路灯等改修整備補助事業	商店街等団体が設置する街路灯のLED化、改修、防犯カメラの設置等の工事費の一部を助成する事業	国、県等の補助がある場合は自己負担額の1/3以内とし、国、県等の補助がない場合は事業費の2/3以内とする（ただし、500万円を上限とし、5万円を下限とする。）。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者職氏名

電灯料補助金交付申請書兼請求書

各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、  
電灯料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、電灯料補助金の交付の決定があったときには、その交付を請求します。

記

補助事業の 目的及び内容	
補助事業の効果	
交付申請額	円
交付申請額の 算出根拠	
添付書類	

様

各務原市長

電灯料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました電灯料補助金の交付については、次のとおり交付することと決定しましたので、各務原市商店街等活性化総合支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

交付決定金額	円
交付の条件	1 偽りその他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
その他	